

市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告
(平成 24 年度調査)

調査内容

- I 児童家庭相談業務の状況〔平成 24 年 4 月 1 日現在、平成 23 年度実績〕
児童虐待問題などに対応する相談窓口の設置状況、担当職員の配置状況など
- II 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況〔平成 24 年 4 月 1 日現在、平成 23 年度実績など〕
要保護児童対策地域協議会の設置状況、設置形態・構成メンバー、調整機関の担当職員の配置状況、会議の開催状況など
- III 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況〔平成 24 年 7 月 1 日現在、平成 23 年度実績〕
実施市区町村数、訪問の実績、訪問の結果何らかの支援が必要とされた家庭への対応 など
- IV 養育支援訪問事業の実施状況〔平成 24 年 7 月 1 日現在、平成 23 年度実績〕
実施市区町村数、訪問した家庭数と支援した内容、訪問した家庭の把握経路 など

調査結果（概要）

- I 児童家庭相談業務の状況（詳細は別添 1）
 - 児童虐待問題などに対応する相談窓口の担当職員（平成 24 年 4 月 1 日現在）は 8,281 名。うち、一定の資格を有する職員（※）は 5,384 名（65.0%）
※ 「一定の専門資格を有する職員」とは、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事をいう。以下同じ。
 - 都道府県（児童相談所等）からの後方支援の状況（複数回答）（平成 23 年度の実績）
児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言を行っている市区町村は、1,584 か所（92.1%）であった。
また、児童相談所での市区町村職員の受入（市区町村から児童相談所へ一定期間職員を派遣）している市区町村は、69 か所（4.0%）であった。
 - 虐待事例に関する児童相談所との役割分担の状況（平成 23 年度の実績）
児童虐待対応に関する、市区町村と児童相談所の役割分担について取り決めがある市区町村は、300 か所（17.2%）であった。
また、児童虐待事例の個別ケースについて、市区町村と児童相談所の間で、どちらが主担当であるかを明確にしている市区町村は、941 か所（54.0%）であった。

II 要保護児童対策地域協議会の設置・運営状況（詳細は別添2）

○ 設置状況（平成24年4月1日現在）

要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村は1,736か所であり、設置率は99.7%であった。

○ 要保護児童対策地域協議会の調整機関担当職員数（平成24年4月1日現在）

全国で6,077名であり、このうち一定の専門資格を有する職員は3,460名(56.9%)であった。

○ 要保護児童対策地域協議会のケース登録数（平成24年6月末日現在）

要保護児童対策地域協議会のケース登録数は、全体で141,058件であり、このうち、要保護児童ケースが102,237件(72.5%)、要支援ケースが37,283件(26.4%)、特定妊婦ケースが1,538件(1.1%)であった。

また、要保護児童ケースのうち、児童虐待のケースが74,657件(52.9%)であった。

○ ケースの進行管理台帳の作成状況（平成24年4月1日現在）

ケースの進行管理台帳を作成していた市区町村は、1,309か所(76.4%)であった。一方で、作成していない市区町村は405か所(23.6%)であった。

III 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（詳細は別添3）

○ 全国の市区町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業は94.1%の市区町村で実施（平成24年7月1日現在）。

○ 平成23年度に対象者（家庭）を全て訪問した市区町村は451か所(28.0%)であった。

一方で全て訪問できなかったのは1,161か所(72.0%)であり、このうち1,127か所(97.1%)の市区町村では、電話や健康診査の機会などにより状況把握を行っていたが、34か所(2.9%)の市区町村では、状況把握を行っていなかった。

IV 養育支援訪問事業の実施状況（詳細は別添4）

○ 全国の市区町村のうち、養育支援訪問事業は67.3%の市区町村で実施（平成24年7月1日現在）。

○ 平成23年度に養育支援訪問事業を実施した家庭は、82,253戸であり、その家庭の把握経路は乳児家庭全戸訪問事業と保健師の活動が主であった。これらの家庭に対する支援内容は、専門的相談支援が68,627戸(83.4%)、育児・家事援助が7,062戸(8.6%)、両方を実施が6,564戸(8.0%)であった。

(平成24年4月1日現在)

| 人口規模区分 | か所 | 該当区分での合計人口 | |
|-----------------|-------|---------------|----------|
| 市 区 | 790 | | |
| 人口30万人以上 | 63 | 27,396,495 人 | (21.4%) |
| 人口10万人～30万人未満 | 206 | 33,516,033 人 | (26.2%) |
| 人口10万人未満 | 521 | 27,446,031 人 | (21.4%) |
| 町 | 746 | 10,992,290 人 | (8.6%) |
| 村 | 184 | 846,411 人 | (0.7%) |
| 政令指定都市・児童相談所設置市 | 22 | 27,889,438 人 | (21.8%) |
| 計 | 1,742 | 128,086,698 人 | (100.0%) |